

告示

埼玉県告示第四百三十六号

次の表の上欄に掲げる診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所でなくなった。

令和四年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

診療所		撤回日
名称	所在地	
医療法人社団日新会新井 整形外科	埼玉県羽生市大字藤井上組千九 番地	令和四年三 月三十一日